

鳥インフルエンザ発生予防のための消毒命令について

10月下旬以降、全国各地の養鶏場等において高病原性鳥インフルエンザの発生が継続しています。11月に入ってから、近隣の茨城県や新潟県においても発生しており、県内でも発生リスクが極めて高い状況となっています。

このような状況を踏まえ、本県では発生予防対策を徹底するため、家きんを飼養する農場に対して、家畜伝染病予防法第9条に基づく緊急消毒を命令します。

1 命令日

令和4年11月18日（金）

2 命令期間

令和4年11月21日から令和5年3月31日まで

3 対象農場数

421戸

4 命令の内容

消石灰の農場内（施設周囲・農場敷地内）散布

※ 同等の効果が認められる方法への代替も可